

## 消防関係手数料の減免に関する要綱の制定（案）の概要

### 第1 趣旨

災害により被害を受けた者の経済的負担を軽減し、災害からの復興を支援するため、金沢市手数料条例第6条の規定に基づき、消防関係手数料を減免する場合の適用条件、対象等について、審査基準となる要綱の制定を予定しています。

### 第2 制定の内容

#### 1 適用条件

- (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害（以下「災害」という。）により、市内の広範囲が甚大な被害を受け、災害救助法が適用された場合
- (2) 災害により、市内の広範囲が甚大な被害を受け、市長が必要と認める場合

#### 2 手数料の減免対象

- (1) 災害復旧又は避難所運営のため消防法第10条第1項ただし書の規定により指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合
- (2) 災害により被害を受けた危険物施設について、消防法第11条の規定により危険物施設の設置又は変更許可並びに当該設置又は変更許可に係る仮使用の承認、完成検査前検査及び完成検査を受けようとする場合

#### 3 減免額

原則、全額免除します。ただし、審査を危険物保安技術協会に委託する場合は、当該手数料の1割を減額します。

### 第3 施行期日

令和7年6月下旬（予定）